SEISIN GROUP 人権ポリシー

SEISIN GROUP は、企業理念「正大丹心 ～堂々と、まごころを～」のもと、人を尊重し、誠実かつ責任ある事業活動を行うことを大切にしています。
私たちは、人材サービス、外国人材支援、海外 BPO をはじめとする事業を通じて、さまざまな国籍、文化、価値観を持つ人々と関わっています。「人」に関わる事業を行う企業グループとして、一人ひとりの人権と尊厳を尊重することを重要な社会的責任と考えています。
当グループは、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」等の国際的に認められた人権基準を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権尊重の取り組みを推進します。

また、Responsible Business Alliance（RBA）が定める行動規範の考え方を支持し、人権、労働、安全衛生、環境、倫理等への取り組みにおいて、RBA Code of Conduct および関連する基準を参照します。
事業活動を行う各国・地域の法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権を尊重します。

1.　適用範囲

本方針は、SEISIN GROUP のすべての役員および従業員に適用します。
また、派遣スタッフ、求職者、外国人材その他当グループのサービスを利用する方々の人権を尊重するとともに、取引先、業務委託先その他のビジネスパートナーに対しても、本方針の趣旨を理解し、人権を尊重した事業活動を行うことを期待します。

2.　重要な人権課題

SEISIN GROUP は、事業活動において、以下の人権課題を重要な事項として認識し、その尊重と保護に取り組みます。

①　差別・ハラスメントの禁止

人種、民族、国籍、性別、年齢、宗教、信条、障がいその他の属性等を理由とする不当な差別を認めません。
また、暴力、暴言、威圧、各種ハラスメントその他個人の尊厳を傷つける行為を認めず、互いの人格や価値観を尊重できる環境づくりに努めます。

②　強制労働・人身取引・児童労働の禁止

強制労働、拘束労働、債務労働、人身取引、児童労働その他本人の意思や尊厳を侵害する労働を認めません。

すべての労働は本人の自由意思に基づくものとし、パスポート、在留カードその他の本人確認書類を不当に取り上げたり、本人の自由を制限したりする行為を認めません。

③　外国人・移民労働者の権利尊重

外国人・移民労働者が、国籍、言語、文化、制度等の違いによって不当に不利な立場に置かれることがないよう、その人権と尊厳を尊重します。

雇用条件、賃金、労働時間、費用負担その他の重要事項について、本人が理解できる方法による説明に努めるとともに、不当な採用手数料等による経済的な拘束が生じないよう適切な対応に努めます。

④　適切な労働環境

各国・地域の法令を遵守し、適切な労働時間、休憩、休日、賃金および福利厚生の確保に努めます。

また、安全かつ健康に働くことのできる職場環境を整備するとともに、労働者の結社の自由および団体交渉を行う権利を尊重します。

⑤　プライバシー・個人情報の保護

事業活動を通じて取得・利用する個人のプライバシーを尊重し、個人情報に関する法令および当グループが定める方針・規程に基づき、個人情報の適切な管理・保護に努めます。

3.　人権デューデリジェンス

SEISIN GROUP は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方に基づき、事業活動における人権への負の影響を把握し、その防止・軽減に取り組みます。

特に、外国人材、人材サービス、海外グループ会社、海外 BPO、業務委託先等について、事業内容やリスクに応じた確認を行い、問題が確認された場合には、必要な改善・是正に取り組みます。

4.　相談・救済

SEISIN GROUP は、当グループの事業活動に関連する人権上の問題について、従業員その他の関係者が相談・通報できる環境の整備に努めます。
相談・通報者のプライバシーを尊重し、相談・通報を理由とする不利益な取扱いを認めません。
人権への負の影響が確認された場合には、適切な調査を行い、必要な是正および再発防止に取り組みます。

5.　教育・ステークホルダーとの対話

SEISIN GROUP は、本方針が事業活動の中で実践されるよう、役員および従業員に対して必要な教育・周知を行います。
また、従業員、外国人材、取引先その他のステークホルダーとの対話を通じて、人権課題の把握と取り組みの改善に努めます。

6.　ガバナンス・継続的改善

SEISIN GROUP は、経営陣の責任のもと、本方針に基づく取り組みを推進し、その実施状況を定期的に確認します。
社会情勢、法令、国際的な人権基準および事業環境等の変化を踏まえ、本方針および人権尊重の取り組みを定期的に見直し、継続的な改善に努めます。

本方針は、SEISIN GROUP の経営陣の承認を経て制定するものとします。

制定日：2026 年 9 月 1 日
SEISIN GROUP

本方針の適用会社
株式会社セイシン・コンピタンス・サポート
株式会社セイシン総研
株式会社 SEISIN
セイシン協同組合
SEISIN PARTNERS

代表者：保田　大助